



## 「東京水道災害救援隊」協定を締結

～三多摩管工事協同組合～



調印する醍醐局長と松田理事長（写真右）



調印式後全員での撮影

東京都水道局は、国内の大規模災害発生時に被災地の水道事業を支援する仕組み「東京水道災害救援隊」を創設し、東京都管工事工業協同組合、三多摩管工事協同組合、東京都水道事業者協会、協同組合東京都水道請負工事連絡会による「東京水道災害救援隊発足式」を開催しました。本記事は、三多摩管工事協同組合発行「三管ニュース」第556号より加筆しています。

東京都水道局は、国内どこが被災しても迅速かつ円滑に応援できるよう「東京水道災害救援隊」を創設し、その発足式を、3月10日（金）10時から、都庁14階会議室で行いました。

この救援隊の一員として、応急復旧を担当するものとして、都内管工事業者4団体が選ばれました。

団体は、東京都管工事工業協同組合、三多摩管工事協同組合、東京都水道事業者協会、協同組合東京都水道請負工事連絡会です。

発足式は、三部構成となっており、第一部が4団体との協定締結式、第2部が局隊員に対する局長訓示式、第3部が都

庁正面玄関前から救援隊車両と共に隊員が出動していく様子のデモンストラーションです。

第一部の協定締結式には、松田理事長、卯木専務理事、渡辺防災・災害対策部長が出席しました。

締結式では、初めに趣旨説明があり、続いて4団体の代表者が、1人ずつ局長と並び協定書に記名して協定書を交換しました。

その後、局長挨拶があり、全員で記念撮影を行って終了しました。

これらの場面は、NHK及びMXテレビが撮影しており、その重要性がアピールされています。

## 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と三多摩管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じた被災水道事業者からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

### （業務等の実施）

第2条 乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。

### （体制の連絡）

第3条 甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

### （費用の負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

### （実施細目）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

### （適用期間）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司

東京都立川市柴崎町五丁目11番23号

乙 三多摩管工事協同組合

理事長 松田 英行

## 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定実施細目

東京都（以下「甲」という。）と三多摩管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（以下「協定」という。）第5条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項に関して、次のとおり定める。

### （定義）

第1条 協定第1条の水道施設等の応急措置とは、給水装置及び配水管の復旧並びに仮設給水栓の設置に係る業務をいう。

2 前項の仮設給水栓とは、給水栓からの給水を確保する目的で、甲が必要と判断した場合に、給水管から分岐して設置する仮設の給水栓をいう。

### （協力要請の方法）

第2条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業体から応援要請があった場合において、協定第1条に基づき、乙に対して協力要請を行うときは、文書によるものとする。この場合において、乙は、甲の協力要請に対して、文書により承諾するものとする。ただし、文書により難しい場合には、この限りではない。

### （緊急連絡網の提出）

第3条 協定第3条第2項に基づき、乙が作成する緊急連絡網は、乙の組合員で構成するものとする。

2 乙は、緊急連絡網を変更したときは、甲に速やかに報告するものとする。

### （緊急通行車両の扱い）

第4条 協定第2条の規定に基づき、乙の組合員が甲の指示に基づいてなされる乙の指示に従って水道施設等の応急措置を行う場合において、応援派遣先又はその道中で交通規制が実施されたときは、乙の組合員は、甲が交付する緊急通行車両等確認証明書及び緊急標章を取り扱うものとする。

### （資器材の扱い）

第5条 協定第2条の規定に基づく水道施設等の応急措置の実施に必要な給水装置用材料、仮設給水栓用材料、配水管その他の資器材については、派遣先事業体等からの提供を受け、又は乙が自ら調達するものとする。

2 甲は、前項の資器材に不足が生じた場合には、乙と協力してその確保に努めるものとする。

### （応急措置の完了に伴う報告）

第6条 乙は、水道施設等の応急措置が完了したときには、甲に速やかに報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 協定第4条に規定する、協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用（以下「応急措置の費用」という。）は、当該応急措置に係る甲による工事完了検査の後、甲乙協議して算出するものとする。

### （費用の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条に基づく報告後、前条により算出した応急措置の費用を甲に請求するもの

とする。

- 2 甲は、前項により乙から応急措置の費用の請求を受けた場合には、これを確認し、乙に支払うものとする。

(第三者に及ぼした損害の扱い)

第9条 乙は、協定第2条の規定に基づく水道施設等の応急措置の実施に伴い、乙又は組合員の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(従事者の補償)

第10条 甲は、協定第2条の規定に基づき水道施設等の応急措置に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)で定めるところに準じ、その損害を補償するものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(適用期間)

第12条 この実施細目の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この実施細目の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司

東京都立川市柴崎町五丁目11番23号

乙 三多摩管工事協同組合

理事長 松田 英行